



茨城 県 報

第 1 8 4 7 号

平成19年 2 月 5 日

月 曜 日

目 次

告 示

ページ

● 青少年に有害な図書等の指定（女性青少年課）	1
● 医療機関及び施術機関の指定，廃止及び変更（福祉指導課）	1
● 移入の禁止等の指定（畜産課）	3
● 土地収用法による事業の認定（用地課）	5
● 道路の区域の変更（2 件）（道路維持課）	8
● 都市計画事業の認可（公園街路課）	9
● 土地改良区役員の住所の変更（土地改良事務所）	10

公 告

● 家畜伝染病の発生（畜産課）	10
● 都市計画の案の縦覧（6 件）（都市計画課）	10
● 開発行為の工事完了（2 件）（建築指導課）	13
● 道路の位置の指定（建築指導課）	13

告 示

茨城県告示第102号

茨城県青少年のための環境整備条例（昭和37年茨城県条例第60号）第 9 条第 1 項の規定に基づき，青少年に有害な図書として次のものを指定する。

平成19年 2 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

種類	題 名	発行所等
図書	レイブ	株式会社 芳文社
図書	レイブ	株式会社 芳文社
図書	レイブ	株式会社 芳文社

茨城県告示第103号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（同法第55条において準用する場合を含む。）の規定による医療機関及

び施術機関について、次のとおり指定、廃止及び変更したので、同法第55条の2の規定に基づき告示する。

平成19年 2 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

コ ー ド 名 称	所 在 地	診 療 科 目 等	開 設 者	指 定 等 年 月 日	区 分
1210343 ひたちの中央クリニック	常陸太田市木崎二町931 - 6	内科・神経内科・消化器科・循環器科・小児科・整形外科・皮膚科・泌尿器科	ひたちの中央クリニック	平成18年 11月30日	廃止
1210368 医療法人西山会 ひたちの中央クリニック	常陸太田市木崎二町931 - 6	内科・神経内科・消化器科・循環器科・小児科・整形外科・皮膚科・泌尿器科	医療法人 西山会	平成18年 12月 1 日	指定
4310793 優心会クリニック	猿島郡境町193	内科・循環器科・整形外科・リハビリテーション科	萩谷 典裕	平成18年 10月31日	廃止
4310827 優心会クリニック	猿島郡境町193	内科・循環器科・整形外科・リハビリテーション科	医療法人社団 総秋会	平成18年 11月 1 日	指定
0610535 宮田病院	筑西市丙59	内科・外科・胃腸科・皮膚科・泌尿器科	医療法人 宮田病院	平成18年 10月31日	廃止
0611335 宮田医院	筑西市丙59	内科・外科・消化器科・皮膚科・泌尿器科	医療法人 宮田医院	平成18年 11月 1 日	指定
2340051 松崎薬局	潮来市潮来295	調剤	株式会社松崎	平成18年 10月31日	廃止
2340150 株式会社松崎 松崎薬局	潮来市潮来295	調剤	株式会社松崎	平成18年 11月 1 日	指定
3310596 小沢眼科内科病院付属大宮診療所	常陸大宮市北町120 - 1	眼科	医療法人 小沢眼科内科病院付属 大宮診療所	平成16年 1 月31日	廃止
2510105 小沢眼科内科病院附属大宮診療所	常陸大宮市北町120 - 1	眼科	医療法人 小沢眼科内科病院	平成16年 2 月 1 日	指定
3030059 はんじょう歯科診療所	行方市繁昌752 - 5	歯科・小児歯科・歯科口腔外科	古田 英彦	平成18年 10月31日	廃止
3030117 はんじょう歯科診療所	行方市繁昌752 - 5	歯科・小児歯科・歯科口腔外科	島野 龍太	平成18年 11月 1 日	指定
0330411 株式会社日立製作所土浦診療健診センタ	土浦市神立東2 - 27 - 8	歯科	株式会社日立製作所 土浦診療健診センタ	平成18年 12月 5 日	指定
1731096 ヒルズ歯科医院	取手市戸頭1118 - 1	歯科	大谷 直	平成18年 11月29日	指定
2012326 みどりのクリニック	つくば市台町22街区 - 1	内科・外科・整形外科	山崎 邦子	平成18年 11月30日	指定
0530739 福田歯科医院	石岡市高浜825 - 15	歯科・小児歯科	福田 真之	平成18年 12月25日	指定
7310113 みらい平こどもクリニック	つくばみらい市紫峰ヶ丘1 - 672 - 10	小児科・内科	磯部 剛志	平成18年 12月25日	指定
1840283 つむぎ薬局	坂東市沓掛西村2525 - 7	調剤	株式会社 メディカルキャビネット	平成18年 11月29日	指定
0840524 神田山調剤薬局 龍ヶ崎	龍ヶ崎市長山7 - 9 - 9	調剤	有限会社 セーブ	平成18年 11月16日	指定

コ ー ド 名 称	所 在 地	診療科目等	開 設 者	指定等 年月日	区分
2540114 おせ薬局	常陸大宮市上小瀬1425	調剤	有限会社 永和 薬局	平成18年 12月21日	指定
0142665 テンダー薬局 千波店	水戸市千波町375 - 4	調剤	株式会社 テン ダーケアジャパ ン	平成18年 11月30日	指定
0840532 松野薬局 上米店	龍ヶ崎市馴馬町601 - 12	調剤	有限会社 松野 薬局	平成18年 11月29日	指定
1940406 西友薬局 ひたち野うし く店	牛久市ひたち野東22 - 1 西友 ひたち野うしく店 1 階	調剤	株式会社 西友	平成18年 12月25日	指定
0241491 あべ調剤薬局	日立市多賀町 1 - 10 - 1	調剤	株式会社 日立 アポテーク	平成18年 12月25日	指定
1240328 つばさ薬局 金砂店	常陸太田市下宮河内町133 - 3	調剤	有限会社 ツイ ンウィングス	平成18年 12月25日	指定
2140915 アイン薬局 ひたちなか 店	ひたちなか市津田2824 - 1	調剤	株式会社 アイ ンファーマシー ズ	平成18年 12月26日	指定
0142673 アクア薬局 けやき台店	水戸市けやき台 3 - 36 - H I ビル 1 F	調剤	有限会社 ジー クゼネラル	平成18年 12月 5 日	指定
3040122 たまつくり調剤薬局	行方市五反田甲510 - 4	調剤	株式会社 ビー チフィールド	平成18年 11月13日	指定
2940389 とやま薬局	神栖市砂山1014 - 42	調剤	有限会社 とや ま	平成18年 11月15日	廃止
2940280 寺島薬局 土合店	神栖市矢田部7803 - 51	調剤	寺島薬局株式会 社	平成18年 12月12日	廃止
0840235 松野薬局 高須店	龍ヶ崎市高須町4009 - 7	調剤	松野 演之	平成18年 9 月30日	廃止
3040106 たまつくり調剤薬局	行方市玉造五反田甲510 - 4	調剤	有限会社 ケイ・ エス	平成18年 10月31日	廃止
706 名倉堂 滝接骨院	北茨城市磯原町磯原 4 - 16	柔道整復	滝 積善	平成18年 12月 1 日	廃止
2111011 網野クリニック	ひたちなか市市毛1152	外科・内科・整形外 科・皮膚科	医療法人社団 源信会	平成17年 10月26日	変更

茨城県告示第104号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、茨城県家畜伝染病まん延防止規則（昭和27年茨城県規則第47号）第3条第1項の規定により、移入を禁止する区域及び家畜等を平成19年1月25日付けで次のとおり指定した。

平成19年2月5日

茨城県知事 橋 本 昌

移入禁止家畜等	移 入 禁 止 区 域	移入禁止期間	その他必要な事項
鶏、あひる、七面鳥及びうずら並びにそれらの死体又は高病原性鳥インフルエンザの病原体を広げるおそれ	日向市東郷町山陰丁羽坂の一部（樋田）、山陰戊仲深の一部（卸児、笹木野、赤松、桑水流、前田、荒谷、上ノ原、仲瀬、久居原、萩ノ小原、野々崎、壱ノ股、轟、西ノ内及び黒山谷）、山陰己田野の一部（庵登、椎谷、稲葉野、坂下、龍野、沖田、井川ノ元、蕨野及び幸崎）、坪谷及び下三ヶ、美郷町南郷区水清谷、神	平成19年1月25日から当分の間	移入禁止の理由： 高病原性鳥インフルエンザのまん延防止

のある物品

門の一部(小路, 落原, 井手ノ内, 石田, 小路上田, 長堀, 黒草, 無田, 天神田, 北又江ノ原, 子安野, 古畑, 南又江ノ原, 伊久良ヶ原, 上飯屋, 飯屋小田ノ原, 下飯屋, 竹原田, 鷺ノ巣, 山草, 杭谷, 稜藪, 田爪, 米上, 黒岩, 山麦, 新右衛門田, 上名木, 下名木, 内竹, 五味, 渡場瀬, 向山, 石越, 猪ノ越, 仁久川, 弓場ノ原, 山口, 小堀, 尾柳, 桂, 嶋戸原, 竹ノ原, 片地, 奥内尾園, 北村, 黒瀧, 椿八重谷, 田ノ原及び垣蔵), 鬼神野の一部(古川, 小田, 折立, 折立上原, 尾迎下原, 尾迎, 奥野, 柳野, 茶屋の元, 熊路, 井手ノ内, 床並(国道388号の東側に係る区域に限る。)), 小村, 川原, 挾間, 楸, 小豆野, 川上迫, 狩田原, 倉の平, 入田藤ノ木, 入田及び入田北原), 上渡川の一部(カラメ, 備中谷, 尾鹿倉, 落ヶ谷, 吐, 浜砂瀬, 下古園, 上古園及び荒木谷)及び中渡川並びに西郷区田代の一部(石ノ元, 岑ノ前, 見世田ヶ原, 里道, 下リ谷, 中須, 寺ノ前, 松ノ尾, 今別府, 松ノ元, 堀ノ園, 鳥ノ氏, 向内野々, 内野々, 高野ノ谷, 風穴, 甚五田, 論田, 添石, 柳ノ丸, 古城, 下城, 年ノ神, 羽根田, 芝原, 川口之前, 鳥越, 川頭, 谷内, 稻荷ノ上, 坊ノ平, 千本, 牛ノ平, 崩ノ内, 柳藪, 崩ノ川原, 楠原, 小原, 田中, 田中ノ前, 木ノ下, 上円野, 伊佐賀, 平田, 大高江, 小高江, 下ノ原, 神門原, 笛ノ澤, 芭蕉ヶ谷, 吐, 梶原中尾, 園, 久保園, 丹波, 戸ノ口, 和田ノ原, 川原田, 田ノ内, 下藤木, 上藤木, 幸地, スズレ, 牛繫, 平木, 戸屋, 登リ尾, 灰木, 市ヶ倉, 宇津神, ソクウ, アマリ, トガリ瀧, 古田, 塚木, 馬生手, 中ノ谷, 竹ノフトコロ, 落シ, 築地元, 中ノ谷, 小伏木, 亀淵, 横八, 城内, 矢倉ノ下, 赤松ノ吐, 尾崎, 三森, 黒土田, ソベ石, 野田, 中ノ原, 越ノ後, 上ノ原, 桑野々, 越, 菅ノ久保, 田成, 水ノ元, 下鶴, 中仁田, 石ノ元, コヤシ, 水ヶ谷, 上見ノ原, 上之前田, 下之前田, 下村, 蘆之瀬, 火ノ元, 外園, 谷川, 畑中, モロソウ田, 構ノ谷, ハンシヨウ切, 上之小川, 下之小川, 弓場之元, 小川田ノ平, 小川田, 小谷, ウトノ迫, 後内, 上之原, 小川内, 椎久保, 槇谷, 桑木, ヒワ松, 柿木原, 水ヶ迫, 尾迫ノ尻, 下モサエ, 上サエ, 中ノ内, ワルカレ, モチノ木, 大岩本, 古田ノ元, 賀田, 境ノ谷, 称連ノ木, 長崩, 竹ノ平, 谷内, 日平,

から谷, 丸槇, 六字, 榎原, 瀧ノ内, 土々呂頭, 槇ノ
 鶴, 日陰谷, 尾澤, 桑舟谷, 弥太郎屋敷, 毛上ヶ谷,
 中峯地, 構谷, 下峯地, 圍ノ平, 田ノ原, 仮迫, 中山
 谷, 立野々原, 漆ノ越, 澤水, 山ノ口, 山ノ川内, 赤
 木, トヲベタ, ビハノ首, 柳ノ谷, 笹ノ崎, ヒシリ瀧,
 小川ノ吐, 岩下, 嶋尻, 扇山, 西ノ八峡, 元越及び小
 原) 及び小原の一部 (日の陰, 小豆野及びすだの尾),
 都農町大字川北の一部の国有林 (川北尾鈴1019林班,
 川北尾鈴1025林班, 川北尾鈴1026林班, 川北尾鈴1027
 林班, 川北尾鈴1028林班, 川北尾鈴1029林班, 川北尾
 鈴1030林班, 川北尾鈴1031林班, 川北尾鈴1032林班,
 川北尾鈴1033林班, 川北尾鈴1034林班, 川北尾鈴1035
 林班, 川北尾鈴1036林班, 川北尾鈴1037林班及び川北
 尾鈴1038林班), 木城町大字中之又の一部 (板屋, 中
 野, 菟木, 屋敷原, 弓木, 塊所及び松尾) 及び大字石
 河内の一部 (矢櫃, 川口, 中別府, 鶴懐, 鹿遊, 大瀬
 内, 長越, 鶴田及び春山) 並びに西都市大字尾八重の
 一部 (梅木及び柏葉)

~~~~~

茨城県告示第105号

土地収用法 (昭和26年法律第219号。以下「法」という。) 第20条の規定に基づき事業の認定をしたので, 法第26条  
 第1項の規定により, 次のとおり告示する。

平成19年 2 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 起業者の名称 学校法人常磐大学
- 2 事業の種類 (仮称) 常磐中等教育学校新設事業
- 3 起業地

(1) 収用の部分

茨城県水戸市小吹町字西原, 字榎谷原及び字丹下前並びに見川町字矢向及び字ぼうしの地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業 (以下「本件事業」という。) は, 以下のとおり, 法第20条各号の要件を全て充足すると判断さ  
 れるので, 事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は, 学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第1条に規定する中等教育学校を整備する事業であり, 法第  
 3条第21号の, 学校教育法第1条に規定する学校 (以下「学校」という。) に関する事業に該当する。

したがって, 本件事業は, 法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

学校は、学校教育法第2条第1項により、国（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。）、地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人を含む。）及び私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人のみがこれを設置することができるとされている。また、学校を設置する場合には、学校教育法第4条第1項により、その各号の区分に応じて、その各号に定める者の認可を受けなければならないとされている。

本件事業の起業者である学校法人常磐大学（以下「本件起業者」という。）は、明治42年小田木裁縫伝習所として発足し、昭和19年10月15日に文部大臣（当時。現在の文部科学大臣。以下「文部大臣」という場合に同じ。）から民法（明治29年法律第89号）第34条の許可を受けて財団法人常磐高等女学校として改組・設立した後、昭和26年3月3日に茨城県知事から私立学校法第30条第1項の認可を受けて同法第3条に規定する学校法人常磐学園として改組・設立したものであり、その後、平成17年1月1日に文部科学大臣から同法第45条第1項の認可を受けて現在の名称に変更したものである。

また、本件起業者は、平成18年5月25日に理事会において中等教育学校の設置及び本件事業の施行に必要な予算措置を決定し、かつ、同年10月25日に茨城県知事から中等教育学校の設置について学校教育法第4条第1項第3号の認可を受けている。

以上のとおり、本件起業者は、本件事業を施行する権能並びに意思及び能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 申請事業の施行により得られる公共の利益について

本件事業は、茨城県水戸市小吹町字西原、字桐谷原及び字丹下前並びに見川町字矢向及び字ぼうしの地内に於いて、合計36,865平方メートルの土地（以下「本件起業地」という。）に、延床面積10,806.2平方メートルの公舎及び体育館等からなる中等教育学校（中等普通教育並びに高等普通教育及び専門教育を一貫して施す学校（以下「中高一貫教育校」という。）のうち、修学年限を6年とし、教育課程を前期課程と後記課程として編成するもの。以下「中等教育学校」という場合に同じ。）の施設（以下「本件施設」という。）を整備する事業である。

平成9年1月24日に、文部省（当時。現在の文部科学省。以下「文部省」という場合に同じ。）は、教育改革の具体的課題としての中高一貫教育校の導入について検討を開始することとし（文部省教育改革プログラム）、同年6月26日に、文部省の審議会である中央教育審議会は、中高一貫教育校の選択的導入により教育享受の機会を拡大する旨答申をした（中央教育審議会第二次答申）。そして、平成10年6月12日に、学校教育法等の一部を改正する法律（平成10年法律第101号）により学校教育法が改正され、中等教育学校が学校のひとつとして創設された。さらに、平成11年1月29日に、内閣は、中高一貫教育校や総合学科を設置する公立高等学校が通学範囲に少なくとも1校整備されることを当面の目標とする旨閣議決定し（生活空間倍增戦略プラン）、その後、同年9月21日に、文部省は、中高一貫教育校について同様の目標を掲げてその整備を推進していくことを定めている（文部省教育改革プログラム改訂）。なお、文部科学省は、平成17年の文部科学白書においても、中等教育の多様化を推進し、かつ、生徒各人の個性を重視した教育を実現するための制度として、中高一貫教育の推進を掲げている。

このような国の動向を踏まえて、茨城県においても、平成12年2月に、茨城県教育委員会の附属機関である茨城県高等学校審議会が、県立高等学校の将来構想について子どもたちや保護者のニーズ、地域の実情等を勘案しながら中高一貫教育校を設置する必要がある旨答申している（茨城県高等学校審議会第二次答申）。そして、平成17年度末現在において、茨城県では、連携型の中高一貫教育校（中学校と高等学校の設置者が協議に

より連携して教育課程を編成・実施する中高一貫教育校) が県立校及び私立校で、それぞれ 1 件設置され、また、併設型の中高一貫教育校 (設置者を同じくする中学校と高等学校において教育課程の基準の特例を受ける中高一貫教育校) が私立校で 2 件設置されるに至っている。しかしながら、中等教育学校については、平成18 年度以降において、はじめて県立校で 1 件及び私立校で本件施設を含む 2 件の設置が予定されているにすぎず、このうち、本件施設以外の 2 件は、県南地域において設置が予定されているものである。

このような状況にあって、本件事業の施行により本件施設が整備されれば、茨城県の県北・県央地域において中等教育についての多様化した需要に対応する教育機会の提供が可能となるほか、茨城県における中等教育の機会均等の確保に寄与することが期待できる。

以上のとおり、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

#### イ 申請事業の施行により失われる利益について

本件事業は、環境影響評価法 (平成 9 年法律第81号) 及び茨城県環境影響評価条例 (平成11年茨城県条例第 7 号) による環境影響評価の実施対象外事業であるが、本件起業者は、本件事業の施行が周辺環境へ与える影響等について検討を加えている。その結果及び対策は、以下のとおりである。

埋蔵文化財については、水戸市教育委員会から、本件起業地に周辺の埋蔵文化財は確認されていない旨回答を得ている。日照については、本件施設は高さ10メートル以下の建物であるため、建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第56条の 2 第 1 項による日影規制の対象外であり、加えて、建物と敷地境界との距離を十分に確保するとしている。雨水排水については、本件起業地内での浸透処理を基本としながら調整池を経て水戸市基準に適合した数値により水戸市都市下水路へ接続して放流することとし、同市都市下水路管理者から都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第32条第 1 項の許可を得ている。汚水排水については、合併処理浄化槽により敷地内処理した後に水戸市都市下水路へ接続して放流することとし、同市都市下水路管理者と事前協議を了している。騒音及び震動並びに大気汚染については、本件施設は特にこれらの発生原因となる施設ではなく、また、工事期間中においては、低騒音低振動型の建設機械と工法を選択して周辺環境への影響を抑制するとしている。希少動植物については、本件起業者の調査により、「茨城における絶滅の恐れのある野生生物」 (植物編ほか・平成 9 年 3 月ほか。茨城県編集) に記載された希少動植物 (以下「茨城県調査の希少動植物」という。) のうち、希少種に該当し、かつ、「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物」 (植物 維管束植物ほか・平成12年 7 月ほか。環境庁自然保護局野生生物課編集) に記載された希少動植物 (以下「国調査の希少動植物」という。) のうち、絶滅危惧 類とされているミズニラが、本件起業地の周辺部において確認されてほか、茨城県調査の希少動植物には該当しないが、国調査の希少動植物のうち、絶滅危惧 類とされているウスゲチョウジタテ及び準絶滅危惧とされているキンランが、それぞれ本件起業地内において確認されている。このため、本件起業者は、ミズニラについては、工事期間中において生息地への汚濁流出及び流況変化が生じないように配慮するとともに、本種の一部を、本件起業者が管理し生育に適すると判断される土地 (以下「起業者管理地」という。) に移植し、ウスゲチョウジタテについては、秋期に結実した種子を採取して起業者管理地に播種し、また、キンランについては、晩秋から冬期の間に起業者管理地に移植することにより、それぞれ保全を図っている。

以上のとおり、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

#### ウ 代替案の検討について

本件起業者は、本件起業地を決定するに当たって、公共交通機関の利便性、周辺環境の良好性、事業性及び土地利用計画との適合性から 3 箇所の候補地を選定して比較検討をし、その結果、教育環境及び事業性に優れ、かつ、特段に不適切な事項がないことから、本件起業地を決定したものである。

したがって、本件起業地の決定は、適切であると認められる。

#### エ 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益と、イで述べた失われる利益を比較衡量すると、本件事業の施行により得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められる。また、ウで述べたように、本件起業地の決定は、適切であると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 申請事業を早期に施行する必要性について

(3)アで述べたように、茨城県においては、平成12年2月に、茨城県高等学校審議会から、県立高等学校の将来構想について子どもたちや保護者のニーズ、地域の実情等を勘案しながら中高一貫教育校を設置する必要がある旨答申が出されたが、中等教育学校については、平成17年度末までには私立校も含めて設置の実績はなく、平成18年度以降において、はじめて本件施設を含む3件の設置が予定されているにすぎない。そして、このうち、本件施設以外の2件は、いずれも県南地域において設置が予定されていることから、県北・県央地域において中等教育についての多様化した需要に対応する教育機会を提供し、かつ、茨城県における教育機会の均等を確保するうえで、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性について

本件起業地の範囲は、「私立学校設置認可の基準等に関する要項」(昭和56年7月1日茨城県制定)による高等学校及び中学校の設置基準を考慮して決定されており、本件事業の目的を発揮するために必要かつ合理的な範囲であると認められる。また、本件起業地の収用又は使用の別についても、本件起業地がすべて本件施設の用に恒久的に供されることから、合理的であると認められる。

ウ 土地等を収用し又は使用する公益上の必要性について

ア及びイで述べたところをかんがみれば、本件起業地を収用する公益上の必要性はあると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をいずれも充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

水戸市役所水戸市教育委員会学校教育課

~~~~~

茨城県告示第106号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成19年2月5日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成19年2月5日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 竜ヶ崎潮来線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
龍ヶ崎市入地町字余後145番 1 から 龍ヶ崎市川原代町字式区1828番 2 まで	旧	メートル 最大 10.0 最小 9.7	メートル 176	
	新	最大 25.0 最小 9.7	176	交 差 点 改 良

茨城県告示第107号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成19年 2 月 5 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成19年 2 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 常総取手線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
取手市寺田字原5147番 1 地先から 取手市白山八丁目1837番32地先まで 取手市寺田字原5147番 1 地先から 取手市寺田字原谷5211番 1 地先まで	旧 (A)	メートル 最大 7.5 最小 7.0	メートル 163	
	新 (A) (B)	最大 7.5 最小 7.0	163	交 差 点 改 良
		最大 29.0 最小 10.2	59	

茨城県告示第108号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第 1 項の規定により、都市計画事業を認可したので同法第62条第 1 項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成19年 2 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称
結城市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
下館・結城都市計画公園事業
3・3・103号
四ツ京近隣公園
- 3 事業施行期間
平成19年 2 月 5 日から
平成23年 3 月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

茨城県結城市大字結城字根本原地内

(2) 使用の部分

なし

茨城県告示第109号

日立市助川町 1 丁目 1 番 1 号日立市役所内に事務所を置く本郷前土地改良区から、次のとおり役員の住所が変更になった旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同法第18条第17項の規定により公告する。

平成19年 2 月 5 日

茨城県高萩土地改良事務所長 大 津 武

1 役員の住所変更

職 名	氏 名	住 所
理 事	和 田 浩 一	日立市十王町友部東 4 丁目 8 番地 3

公 告

●家畜伝染病の発生について

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第 1 項の規定により、家畜伝染病の発生について届出があったので、同条第 4 項により公示する。

平成19年 2 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜及び疑似患畜の区分	発生頭数	発生場所	発 生 年月日	転 帰	備 考
ヨ－ネ病	牛	患畜	5 頭	境町	平成18年 12月 1 日	家畜伝染病予防法 第17条の規定により 殺処分	

●都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項の規定において準用する同法第18条第 1 項の規定により、古河都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更したいので、同法第21条第 2 項の規定において準用する同法第17条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに、茨城県に意見書を提出することができる。

平成19年 2 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を変更する土地の区域

古河市の全域

3 都市計画の案の縦覧場所

- (1) 茨城県土木部都市局都市計画課
- (2) 古河市都市計画部都市整備課

4 縦覧期間

平成19年 2 月 5 日から平成19年 2 月19日まで

●都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項の規定において準用する同法第18条第 1 項の規定により，笠間都市計画都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を変更したいので，同法第21条第 2 項の規定において準用する同法第17条第 1 項の規定により，次のとおり公告し，当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお，当該都市計画の案について，縦覧期間満了の日までに，茨城県に意見書を提出することができる。

平成19年 2 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

都市計画区域の整備，開発及び保全の方針

2 都市計画を変更する土地の区域

笠間市の全域

3 都市計画の案の縦覧場所

- (1) 茨城県土木部都市局都市計画課
- (2) 笠間市都市建設部都市計画課

4 縦覧期間

平成19年 2 月 5 日から平成19年 2 月19日まで

●都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項の規定において準用する同法第18条第 1 項の規定により，下妻都市計画都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を変更したいので，同法第21条第 2 項の規定において準用する同法第17条第 1 項の規定により，次のとおり公告し，当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお，当該都市計画の案について，縦覧期間満了の日までに，茨城県に意見書を提出することができる。

平成19年 2 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

都市計画区域の整備，開発及び保全の方針

2 都市計画を変更する土地の区域

下妻市の全域

3 都市計画の案の縦覧場所

- (1) 茨城県土木部都市局都市計画課
- (2) 下妻市建設部都市整備課

4 縦覧期間

平成19年 2 月 5 日から平成19年 2 月19日まで

●都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により，鉾田都市計画都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を変更したいので，同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により，次のとおり公告し，当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお，当該都市計画の案について，縦覧期間満了の日までに，茨城県に意見書を提出することができる。

平成19年 2 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

都市計画区域の整備，開発及び保全の方針

2 都市計画を変更する土地の区域

鉾田市の全域

3 都市計画の案の縦覧場所

(1) 茨城県土木部都市局都市計画課

(2) 鉾田市建設部都市整備課

4 縦覧期間

平成19年 2 月 5 日から平成19年 2 月19日まで

●都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により，小美玉都市計画都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を変更したいので，同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により，次のとおり公告し，当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお，当該都市計画の案について，縦覧期間満了の日までに，茨城県に意見書を提出することができる。

平成19年 2 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

都市計画区域の整備，開発及び保全の方針

2 都市計画を変更する土地の区域

小美玉市の全域

3 都市計画の案の縦覧場所

(1) 茨城県土木部都市局都市計画課

(2) 小美玉市都市建設部都市整備課

4 縦覧期間

平成19年 2 月 5 日から平成19年 2 月19日まで

●都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により，行方都市計画都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を変更したいので，同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により，次のとおり公告し，当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお，当該都市計画の案について，縦覧期間満了の日までに，茨城県に意見書を提出することができる。

平成19年 2 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

都市計画区域の整備，開発及び保全の方針

2 都市計画を変更する土地の区域

行方市の全域

3 都市計画の案の縦覧場所

(1) 茨城県土木部都市局都市計画課

(2) 行方市建設部都市計画課

4 縦覧期間

平成19年 2 月 5 日から平成19年 2 月19日まで

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の許可に係る開発行為について，次の区域の工事が完了したので，同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成19年 2 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

石岡市荒金13045番 2，同番10，同番11，同番12，同番13

2 事業主の住所及び氏名

石岡市荒金 3 番地11

株式会社ベテル

代表取締役 鈴 木 英 一

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

守谷市立沢字山王前235番10，同番11

2 事業主の住所及び氏名

水戸市平須町1825番地77

有限会社シンキリン

代表取締役 大 川 正 剛

●道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年 2 月 5 日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
北総建指令 第 729 号	平成19年 1 月23日	石崎 道夫	笠間市東平四丁目 7 番50号	笠間市鯉淵字十ノ割 6248番47	メートル 6.05	メートル 40.00

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 3, 0 6 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨 城 県 水 戸 市 笠 原 町 978 番 6

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)